

第20回憲法と平和を考える集い

憲法施行41年と和達の生活

今回の「憲法と平和を考える集い」は第20回記念にふさわしい企画として、私達のくらしの中から見た日本国憲法の意味を考えてみることにしました。

昭和22年に施行された憲法は、戦後日本の民主主義の発展、いのちとくらしを発展させ、平和を守る上で、大きな役割を果たしてきました。しかし、日米安保条約を背景に改憲運動の動きは絶えず、また解釈改憲による軍拡と安保の実質的改訂が進み、拘禁二法、国家機密法等による民主主義への圧迫、福祉切り捨て、教育破壊、経済空洞化等に象徴される生活への圧迫も進んでいる状況です。

憲法施行41年の意味をどう考えるか、憲法問題で非常に著名な浜林先生の講演をききながら皆様と一緒に考えてみたいと思います。

主催：宮崎民主法律家協会・日本科学者会議宮崎支部
連絡先：宮崎中央法律事務所（☎24-8820）

1. スライド

いま人権が危ない
—恐ろしい拷問野放し法「拘禁二法」—

2. 講演

講師 浜林正夫先生
(一橋大学 教授)

《講師紹介》

浜林先生は経済史、思想史の第一線の研究者であり、更に憲法問題、教育問題、大学問題等でも研究、講演をされ、元日教組大学部委員長もされる等幅広い実践的活動もされています。著書の代表的なものは次のとおりです。

「イギリス市民革命史」未来社
「自由と人権を求めて」学習の友社
「現代の社会観」同上

とき：1988年5月3日(火)

午後1時～3時

ところ：宮崎市中央公民館
大研修室

（☎ 0985-29-8455）

参加費：300円（資料代）



第20回憲法と平和を考える集い《資料集》



憲法施行41年と私達の生活

1. スライド いま人権が危ない

—恐ろしい拷問野放し法「拘禁二法」—



1988年5月3日（火）

午前13時—15時

宮崎市中央公民館大会議室

2. 講演 憲法施行41年の意味と
私達の生活

講師 浜林正夫 先生 (一橋大学経済学部教授)

《目次》

① 講演レジメ	p 1
② 日米防衛協力のための指針 (ガイドライン)	p 2-3
③ 日米共同演習 (1986-87)	p 4
④ 教育改革に関する第四次(最終)答申	p 5-6
⑤ 国際協調のための経済構造調整研究会の報告 (前川レポート)	p 7-8
⑥ 新大型間接税に関する新聞報道 (1988.4.29)	p 9-12
⑦ アメリカの経済事情	p 13
⑧ 日米の経済関係	p 14

主催： 宮崎民主法律家協会 日本科学者会議宮崎支部
連絡先：宮崎中央法律事務所 (24-8820)

憲法施行41年の意味と私たちの生活

浜林正夫

1. 憲法をつくりだした力

- (イ) 人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果
- (ロ) 反ファシズム戦争における連合国勝利
- (ハ) 日本国民のたたかい

2. 憲法をめぐる現在の状況

- (イ) 安保体制の今日の段階
 - * 1978年「日米防衛協力のための指針」
 - * 日米軍事同盟体制の強化
 - * 防衛政策の見直し
- (ロ) 日米軍事同盟体制づくりのために
 - * 「戦後政治の総決算」
 - * 臨調行革
 - * 産業構造調整政策
 - * 教育臨調と天皇制キャンペーン
 - * 労働戦線の右翼的再編と労働組合法改悪
 - * 大型間接税

3. 「総決算」路線の経済的背景と私たちの生活

- (イ) アメリカ経済のゆきづまり
 - * 「双子の赤字」（貿易赤字、財政赤字）
 - * ホームレス、ジョップレス、ホープレス

(ロ) アメリカ経済の矛盾の日本へのおしつけ

- * 円高ドル安
 - * 軍事費、対外援助の肩代わり
 - * 農産物輸入自由化
 - * 科学技術協力
 - * 日本の産業の空洞化
- (ハ) 「経済大国」日本の三重苦
 - * 円高不況
 - * 失業、不安定雇用の増大、消費不況
 - * 財政赤字

4. 平和と軍縮にむかう世界の流れ

- (イ) 核兵器全廃へむけて
 - * INF撤廃条約、戦略核削減交渉、SSD
- (ロ) アメリカの核戦略体制の動揺
 - * アメリカ軍事同盟網のほこりび
- (ハ) 非同盟、反核平和運動の前進

5. 民主主義のレベルは力関係できる

- (イ) 憲法を発展させようとする力と骨抜きにしようとする力の対抗
- (ロ) 「総決算」路線の矛盾と破綻
 - * 「ファシズムは勝利しない」という第2次大戦の教訓

施する。

(b) 海上作戦

海上自衛隊及び米海軍は、周辺海域の防衛のための海上作戦及び海上交通の保護のための海上作戦を共同して実施する。

海上自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防衛のための作戦並びに周辺海域における対潜作戦、船舶の保護のための作戦その他の作戦を主体となって実施する。

米海軍部隊は、海上自衛隊の行う作戦を支援し、及び機動打撃力を有する任務部隊の使用を伴うような作戦を含め、侵攻兵力を撃退するための作戦を実施する。

(c) 航空作戦

航空自衛隊及び米空軍は、日本防衛のための航空作戦を共同して実施する。

航空自衛隊は、防空、着上陸侵攻阻止、対地支援、航空偵察、航空輸送等の航空作戦を実施する。

米空軍部隊は、航空自衛隊の行う作戦を支援し、及び航空打撃力を有する航空部隊の使用を伴うような作戦を含め、侵攻兵力を撃退するための作戦を実施する。

(d) 陸上作戦、海上作戦及び航空作戦

するに当たり、自衛隊及び米軍は、情報、後方支援等の作戦に係る諸活動について必要な支援を相互に与える。

口 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下に、それ

「指針」第一項及び第二項に基づく研究の進捗状況

日本が上記の法的枠組みの範囲内において米軍に対し行う便宜供与のあり方について、あらかじめ相互に研究を行う。このような研究には、米軍による自衛隊の基地の共同使用その他の便供与のあり方に関する研究が含まれる。

「指針」第一項及び第二項に基づく研究の進捗状況

「指針」に基づき、自衛隊が米軍との間で実施することが予定されている共同作戦計画の研究、その他の研究作業については、「指針」の報告・了承が行われた閣議において、防衛庁長官が責任をもって推進することが了承され、防衛庁と米軍の間で、これまで統幕事務局と在日米軍司令部が中心となって実施してきた。

これまでの研究作業においては、共同作戦計画の研究を優先して進め、わが国に対する侵略の一いつの態様を設想の上研究を行い、五六六年夏に一応の概成をみた。その他の日米調整機関、情報交換に関する事項、共通の作戦準備等の研究作業については、現在、基礎的な研究を実施しているところである。

なお、共同作戦計画の研究については、現在も情勢の変化に応じた見直しや補備のための研究作業を進めているところであり、いわばエンブレスに続けられるべき性格のものとして、今後とも、引き続きその研究を行っていくほか、その他の事項についても、鋭意研究作業を推進

ぞれの指揮系統に従つて行動する。自衛隊及び米軍は、整合のとれた作戦を共同して効果的に実施することができるよう、あらかじめ調整された作戦運用上の手続に従つて行動する。

ハ 調整機関

自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、調整機関を通じ、作戦、情報及び後方支援について相互に緊密な調整を図る。

二 情報活動

自衛隊及び米軍は、それぞれの情報組織を運営しつつ、効果的な作戦を共同して遂行することに資するため緊密に協力して情報活動を実施する。このため、自衛隊及び米軍は、情報の要求、収集、処理及び配布の各段階につき情報活動を緊密に調整する。自衛隊及び米軍は、保全に関しそれぞれ責任を負う。

ホ 後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米両国間の関係取極に従い、効率的かつ適切な後方支援活動を緊密に協力して実施する。

このため、日本及び米国は、後方支援の各機能の効率性を向上し及びそれぞれの能力不足を軽減するよう、相互支援活動を次のとおり実施する。

(a) 捕給

米国は、米国製の装備品等の捕給品の取得を支援し、日本は、日本国内における捕給品の取得を得を支援する。

(b) 輸送

日本及び米国は、米国製の品目の整備であつて日本の整備能力が及ばないものを支援し、日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を支援する。整備支援には、必要な整備要員の技術指導を含める。関連活動として、日本は、日本国内におけるサルベージ及び回収に関する米軍の需要についても支援を与える。

(c) 整備

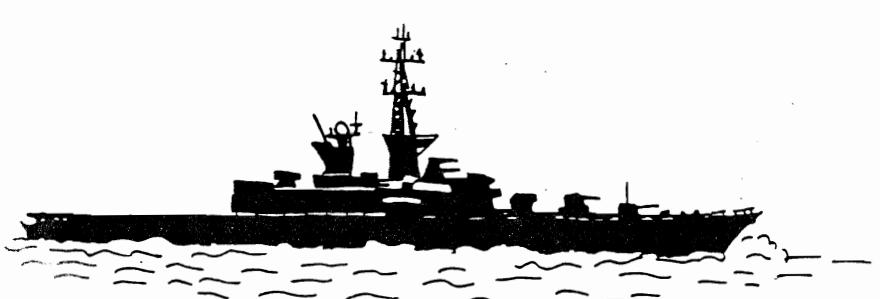
米国は、米国製の品目の整備であつて日本の関連取極に従つて新たな施設・区域を提供される。また、効果的かつ経済的な使用を向上するため自衛隊の基地及び米軍の施設・区域の共同使用を考慮する必要がある場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及び取極に従つて、共同使用を実施する。

(d) 施設

米軍は、必要なときは、日米安保条約及びその関連取極に従つて新たな施設・区域を提供される。また、効果的かつ経済的な使用を向上するため自衛隊の基地及び米軍の施設・区域の共同使用を考慮する必要がある場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及び取極に従つて、共同使用を実施する。

III 日本以外の極東における事態で日本の安全に全に重要な影響を与える場合の日米間の協力

日本政府は、情勢の変化に応じ臨時協議する。日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合に日本が米軍に対してもう便宜供与のあり方は、日米安保条約、その関連取極、その他の日米間の関係取極及び日本の関係法令によって規定される。日米両政府は、



日米共同演習 1986~87.

(政治経済総覧 1988年)

表 I-1-5 恒常化している日米共同訓練
(年間)

陸上自衛隊	
米第9軍団との指揮所演習2回（「ヤマザクラ」、ハワイと日本で）	
米陸軍との師団指揮所演習	
米陸軍との実動演習2回（1回は積雪寒冷地訓練）	
米海兵隊との実動演習2回（1回は積雪寒冷地訓練）	
海上自衛隊	
第7艦隊と在日米海軍との指揮所演習	
対潜訓練2回程度	
掃海訓練2回	
海上自衛隊演習への参加	
小規模訓練	
航空自衛隊	
在日米空軍司令部との指揮所演習	
戦闘機戦闘訓練7回	
防空戦闘訓練、戦闘機戦闘訓練3回	
防空戦闘訓練	
救難訓練	

図 I-1-2 急増する「思いやり」予算

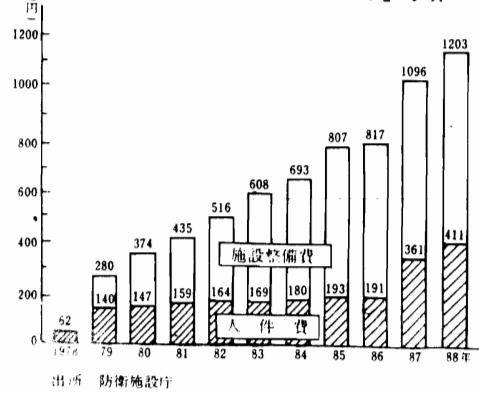


表 I-1-23 統合幕僚会議と米軍の共同訓練（1986～87年）

訓練名	期間	場所	規模等		訓練内容
			日本側	米国側	
統合実動演習	86.10.27～10.31	北海道大演習場 本州の東・南方 海空域	統幕、陸・海・ 空各幕 陸・海・空各自 衛隊 約6,000名	在日米軍司令部 在日米各軍等 約7,000名	日米の部隊相互間の 基礎的連携要領及び 各自衛隊・米各軍相 互間の連携要領の演 練
統合指揮所演習	87.7.13～7.17	檜町 在日米軍司令部	統幕、陸・海・ 空各幕 約300名	在日米軍司令部 在日米各軍司令 部 約220名	日米の部隊相互間の 連携要領の演練

表 I-1-24 陸上自衛隊と米軍の共同訓練（1986～87年）

訓練名	期間	場所	規模等		訓練内容・目的
			日本側	米国側	
指揮所演習	(現地時間) 86.9.9～9.17	米国ハワイ州 米陸軍演習場	陸幕等 80名	第9軍団 約250名	日米の部隊相互間の調整要領 の演練
師団指揮所演習	86.10.19～10.25	東千歳駐屯地 北海道大演習場	北部方面隊 約90名	第9軍団 約40名	日米の部隊相互間の調整要領 の演練
実動訓練 (総合訓練)	86.10.16～11.1	北海道大演習場 東千歳駐屯地	北部方面隊 約1,500名	第9軍団 約1,600名	日米の部隊相互間の連携要領 の演練
実動訓練 (機能別訓練)	86.11.24～12.7	あいば野演習場 今津駐屯地	中部方面隊 約300名	第3海兵両用 戦部隊 約250名	日米の部隊相互間の連携要領 の演練 (近接戦闘訓練)
指揮所演習	87.1.18～1.31	仙台駐屯地	東北方面隊、 第13師団 約1,300名	第9軍団 約1,300名	日米の部隊相互間の調整要領 の演練
実動訓練 (機能別訓練)	87.1.28～2.10	北海道大演習場 東千歳駐屯地	北部方面隊 約210名	第3海兵両用 戦部隊 約190名	日米の部隊相互間の連携要領 の演練 (積雪寒冷地訓練)
実動訓練 (機能別訓練)	87.2.12～3.1	小谷・弘前演習場 青森駐屯地	東北方面隊 約180名	第9軍団 約160名	日米の部隊相互間の連携要領 の演練 (積雪寒冷地訓練)
指揮所演習	87.5.19～5.28	米国ハワイ州 米陸軍演習場	陸幕等約85名	第9軍団等 約250名	日米の部隊相互間の調整要領 の演練
師団指揮所演習	87.11.1～11.5	別府駐屯地	西部方面隊 約80名	第9軍団 約30名	日米の部隊相互間の調整要領 の演練
実動訓練 (総合訓練)	87.11.1～11.10	日出生台・十文 字原演習場、湯 布院・玖珠駐屯地	西部方面隊 約1,500名	第9軍団 約1,600名	日米の部隊相互間の連携要領 の演練
実動訓練 (機能別訓練)	87.12.11～12.21	東富士演習場 滝ヶ原駐屯地	東部方面隊 約900名	第3海兵両用 戦部隊 約1,000名	日米の部隊相互間の連携要領 の演練 (近接戦闘訓練)

表 I-1-25 海上自衛隊と米軍の共同訓練（1986～87年）

訓練名	期間	訓練区域	規模等		訓練内容・目的
			日本側	米国側	
指揮所演習	86.4.14～4.18	海自横須賀(船越) 地区及び在日米海 軍横須賀基地等	自衛艦隊司令部 等 約110名	第7艦隊及び在 日米海軍司令部 約110名	日米の部隊相互間の調整 要領の演練
対潜訓練	86.6.8～6.12	三陸東方海域	艦艇 12隻 航空機(延)40機	艦艇 4隻 航空機(延)9機	対潜訓練 防空戦訓練 対水上戦訓練等
掃海訓練	86.7.19～7.29	むつ湾	艦艇 26隻 航空機(延)26機	航空機(延)2機	掃海訓練
小規模訓練	86.7.31～8.7	横須賀、大湊、 青森及び小樽を 通する海域	艦艇 1隻	艦艇 1隻	(しらね ブルーリッジ) 戦術運動訓練等
海上自衛隊演 習(日米共同 部分)	86.9.25～9.29	本州南方及び東 方の海域	艦艇 16隻 航空機(延)60機	艦艇 14隻 航空機(延)99機	対潜訓練 防空戦訓練
掃海訓練	87.2.15～2.27	周防灘	艦艇 22隻 航空機(延)19機	航空機(延)2機	掃海訓練
指揮所演習	87.5.11～5.15	海自船越地区・地 方艦監部及び在日 米海軍横須賀基地 等	自衛艦隊司令部 等 約120名	第7艦隊及び在 日米海軍司令部 約120名	日米の部隊相互間の調整 要領の演練

表 I-1-26 航空自衛隊と米軍の共同訓練（1986～87年）

訓練名	期間	訓練空域	規模等		訓練内容・目的
			日本側	米国側	
戦闘機戦闘訓練	86.4.7～4.11	小松北方空域 (G)	航空機(延) 101機	航空機(延) (空軍) 45機	空中戦闘
戦闘機戦闘訓練	86.4.14～4.18	沖縄周辺空域 (W-172, 179)	航空機(延) 61機	航空機(延) (空軍) 51機	空中戦闘
戦闘機戦闘訓練	86.5.12～5.16	九州北方空域 (N)(R-134)	航空機(延) 54機	航空機(延) (海兵) 49機	空中戦闘
戦闘機戦闘訓練	86.6.2～6.6	三沢東方空域 (B)	航空機(延) 47機	航空機(延) (空軍) 37機	空中戦闘
戦闘機戦闘訓練	86.8.14～8.19	沖縄周辺空域 (W-172, 179)	航空機(延) 29機	航空機(延) (海兵) 27機	空中戦闘
防空戦闘訓練	86.8.25～8.29	四国沖空域 (L)	航空機(延) 146機	航空機(延) (空軍) 57機	日本と米軍の連携要領の演練、空中戦闘
指揮所演習	86.10.6～10.7	—	航空総隊、空 幕等約200名	在日米空軍司 令部約40名	日本と米軍の連携要領の演練、総合訓練の際実施
防空戦闘訓練 戦闘機戦闘訓練	86.10.27～10.31	三沢東方空域 (B)	航空機(延) 235機	航空機(延) 390機	日本と米軍の連携要領の演練、空中戦闘、空軍共同実動演習の際実施
救難訓練	86.11.11～11.13	沖縄本島周辺 海上	航空機(延) 10機	航空機(延) (空軍) 5機	航空機による救難
戦闘機戦闘訓練	86.12.4～12.10	沖縄周辺空域 (W-172, 179)	航空機(延) 28機	航空機(延) (海兵) 25機	空中戦闘
戦闘機戦闘訓練	86.12.15～12.19	沖縄周辺空域 (W-172, 179)	航空機(延) 43機	航空機(延) (空軍) 32機	空中戦闘
防空戦闘訓練 戦闘機戦闘訓練	87.2.2～2.6	四国沖空域 (L)	航空機(延) 273機	航空機(延) 173機	日本と米軍の連携要領の演練、空中戦闘
防空戦闘訓練 戦闘機戦闘訓練	87.5.11～5.15	三沢東方空域(B) 秋田西方空域(C)	航空機(延) 213機	航空機(延) (空軍) 244機	空中戦闘連携要領の演練
戦闘機戦闘訓練	87.5.26～5.29	九州北方空域 (N)及びR-134	航空機(延) 28機	航空機(延) (海兵) 29機	空中戦闘
戦闘機戦闘訓練	87.6.2～6.5	沖縄周辺空域 (W-172, 179)	航空機(延) 51機	航空機(延) (空軍) 32機	空中戦闘
戦闘機戦闘訓練	87.6.29～7.2	三沢東方空域 (B)	航空機(延) 42機	航空機(延) (空軍) 42機	空中戦闘
防空戦闘訓練 戦闘機戦闘訓練	87.7.13～7.17	小松沖空域 (G)	航空機(延) 173機	航空機(延) (空・海兵) 96機	連携要領の演練
戦闘機戦闘訓練	87.8.6～8.12	沖縄周辺空域 (W-173)	航空機(延) 32機	航空機(延) (海兵) 26機	空中戦闘
戦闘機戦闘訓練	87.8.17～8.19	四国沖空域 (L)	航空機(延) 24機	航空機(延) (空軍) 11機	空中戦闘
防空戦闘訓練	87.8.31～9.2	三沢東方空域(B) 秋田西方空域(C)	航空機(延) 150機	航空機(延) (空軍) 50機	連携要領の演練
防空戦闘訓練 戦闘機戦闘訓練 指揮所演習	87.10.5～10.8	三沢東方空域(B) 秋田西方空域(C) 北海道上空空域 (A)	航空機(延) 99機	航空機(延) (空軍) 134機 (海兵)	連携要領の演練、空中戦闘連携要領の演練(空自総演の際実施)
救難訓練	87.11.30～12.3	浮原島演習場 沖縄周辺海空域 (W-173)	航空機(延) 7機	航空機(延) (空軍) 3機	航空機による救難
戦闘機戦闘訓練	87.12.1～12.4	三沢東方空域 (B)	航空機(延) 22機	航空機(延) (空軍) 22機	空中戦闘
戦闘機戦闘訓練	87.12.3～12.9	沖縄周辺空域 (W-173)	航空機(延) 26機	航空機(延) (空・海兵) 16機	空中戦闘
掃海訓練	87.7.19～7.29	むつ湾	艦艇 26隻 航空機(延)23機	航空機(延) 2機	掃海訓練
対潜訓練	87.8.12～8.21	北海道及び三陸 東方海域	艦艇 14隻 航空機(延)17機	艦艇 4隻 航空機(延)13機	対潜訓練 防空戦訓練 対水上戦訓練等
小規模訓練	87.9.1～9.10	横須賀、八戸及び 舞鶴を通じる海域	艦艇 1隻	艦艇 1隻	戦術運動訓練等

注 このほか、護衛艦、哨戒艦、航空機の派生訓練の際、日米共同訓練を実施した

新大型間接税 (中間答申) ポイント

3月31日 便物認可

日 本 新聞

1988年(昭和63年) 4月29日 (金曜日)

(日)

政府税調 中間答申

不公平是正を強調

<間接税>

△大型間接税である「新消費税」を導入。付加価値税型のEC型タイプ(「賛成控除型」)、一般消費税タイプ(「自己記録型」)が望ましいとする。
△この場合、小規模事業者は簡易課税制度を選択できる。
△非課税取引はなるべく少なくする。非課税品目を少なくし、広く課税の網をかぶせる。

<個人所得課税>

△所得税=最高税率を現行の60%から50%に大幅に引き下げる一方、最低の税率は現行の10.5%から10%に下げるだけ。税率の刻みも、現行の12段階を6段階にし、累進度を緩める。

△住民税=税率を現行の5~16%の7段階から、5~15%の4段階とし、累進度を緩める。

△人的控除=基礎、配偶者、扶養3控除を一律に引き上げるとともに、共働き世帯には適用されない配偶者特別控除を引き上げる。

<有価証券譲渡益課税>

△現行の原則非課税を原則課税に改める。課税方式は他の所得と合算して累進税率をかける総合課税ではなく、源泉分離選択課税方式の導入を検討。

<相続税>

△課税最低限(現行は相続人が配偶者と子ども2人の場合3200万円)を5割以上引き上げる。
△最高税率を現行の75%から70%に引き下げ、大資産家の相続税負担を軽減。

<法人税>

△基本税率を現行の42%から37.5%に大幅引き下げる一方、中小法人への軽減税率は現行の30%から28%に引き下げる。

△受取配当の益金不算入割合の縮減、賞与引当金の段階的廃止など課税ベースを見直す。

自民党税制調査会(山中貞則会長)は二十八日、正副会長・幹事会で、新型間接税導入を明記した「税制改革の基本方針」と、五月二十日をメドに税制改革大綱を策定するスケジュールを決めた。引続き開かれた党税調格下げされ、最終決定は連休。

明けに持ち越された。これについて党税調幹部は「予想外」と認めながらも「中身に対する批判はほとんどなかつた」としているが、連休明けに「連休明け早々に間接税の導入を方針に盛り込んだことを明らかにした。また村山氏は①所得税は大幅に退職するまで税率が一本化され、「方針」は「方針案」に求める新しい方式の間接税を

導入する」との表現で、新型税制改革大綱を策定するスケジュールを統一して、「方針」に明記した「税制改革の基本方針」と、五月二十日をメドに税制改革大綱を策定するスケジュールを決めた。引続き開かれた党税調総会にはかったところ、慎重な手続きを求める声が続出、「方針」は「方針案」に

明けに持ち越された。これについて党税調幹部は「予想外」と認めながらも「中身に対する批判はほとんどなかつた」としているが、連休明けに「連休明け早々に間接税の導入を方針に盛り込んだことを明らかにした。また村山氏は①所得税は大幅に退職するまで税率が一本化され、「方針」は「方針案」に求める新しい方式の間接税を

導入する」との表現で、新型税制改革大綱を策定するスケジュールを統一して、「方針」に明記した「税制改革の基本方針」と、五月二十日をメドに税制改革大綱を策定するスケジュールを決めた。引続き開かれた党税調総会にはかったところ、慎重な手続きを求める声が続出、「方針」は「方針案」に

明けに持ち越された。これについて党税調幹部は「予想外」と認めながらも「中身に対する批判はほとんどなかつた」としているが、連休明けに「連休明け早々に間接税の導入を方針に盛り込んだことを明らかにした。また村山氏は①所得税は大幅に退職するまで税率が一本化され、「方針」は「方針案」に求める新しい方式の間接税を

党税調も新型間接税明記

異議論

決定は連休明けに

政府税調の答申骨子(○は減税)

【新型間接税】

- 付加価値税タイプを導入
書類控除と帳簿控除の二方式を併記
中小事業者は簡易課税制度が選択可能
税率は単一で、税額の転嫁実現に配慮
非課税品目は原則認めず
酒税は従量税、等級制を廃止
物品税など8種類税は新消費税に吸收

【所得・住民税】

- 税率構造の簡素化
所得税は現行12段階を10~50%の6段階にして、累進構造を緩和
住民税も現行7段階を4段階に
○人的3控除と配偶者特別控除を引き上げ
○扶養控除に教育費控除分を割り増し上乗せ

【生命保険、損害保険控除を見直し】

- 生命保険、損害保険控除を見直し
【不公平税制の是正】
●税務署員増など税務執行体制を充実
●納税者番号制度は引き続き検討
●有価証券譲渡益課税は源泉分離選択課税
●医師優遇税制は事業税非課税などを見直す
●公益法人の軽減税率、収益事業範囲見直し
●法人の土地取得の借入金利子損金不算入

【資産課税の適正化】

- 相続税を抜本改正
課税最低限(2000万円プラス法定相続人1人につき400万円)を1.5~2倍に
配偶者控除は法定相続分まで拡充
最高税率を現行75%から70%に引き下げ
養子縁組、借入金による節税に防止策
●固定資産など土地保有課税を適正化

【法人税】

- 基本税率を現行42%から37.5%に引き下げ
●配当軽課税率(32%)を廃止
●賞与引当金制度を段階的に廃止
●受取配当益金不算入制度や外国税額控除を見直し

付加価値税型 2方式に絞り 税率など触れず

新消費税打ち出す

ショウブ勧告以来の税制抜本改革を審議している政府税制調査会(小曾武会長)は二十八日、総会を開き、新型間接税(新消費税)の導入を打ち出すとともに、不公平税制の是正を図り、サラリーマン層を中心とした所得・住民税減税と法人税、相続税の引き下げを行うとの中間答申をまとめる。竹下首相は提出した。答申は売上税の母体となつた抜本答申(六十一年十月)に比べると付加価値税タイプの新税導入をうつたたのは同じだが、不公平税制の是正を強調しているのが特色である。しかし、焦点の新型間接税の税率、課税方式や、所得税などの減税規模といった主要部分には触れていない。

中間答申後の記者会見で、小池は「目的には判断を自民党税制調査会(小曾武会長)にゆだねられるが、新規税を導入するためには、大綱をまとめる方針だが、新規税に反対する税制国民党は、自民党税制調査会(小曾武会長)にゆだねられる」と語ったが、実質「ふりふり二十日をメドに税制改正会議(宮崎輝会長、三千五百五十四年三月三十日)で、政府税調の自主性が問わざる大綱をまとめる方針だが、新規税に反対する税制国民党は、自民党税制調査会(小曾武会長)にゆだねられる」という「党高政低」である。

(6面に中間答申の詳報、2、3、8、9、19面に関連記事)

はじめに

政府税制調査会（小倉武一会長）が二十八日、竹下首相に提出した「税制改革についての中間答申」の要旨は次の通り。

〔某業〕で示された税率表							
①所得税				②個人住民税			
現行	改正案の一例			現行(64年度)	改正案の一例		
課税所得 (万円)	税率 (%)	課税所得 (万円)	税率 (%)	課税所得 (万円)	税率 (%)	課税所得 (万円)	税率 (%)
~150(476)	10.5	~200(542)	10	~60(321)	5	~70(336)	
~200(542)	12	~300(662)	16	~130(418)	7	~150(445)	
~300(662)	16	~500(889)	20	~300(636)	10	~500(864)	
~500(889)	20	~600(1,003)	25	~450(807)	12	500(864)~	
~600(1,003)	25	~700(1,091)	20	~900(1,280)	14		
~800(1,196)	30	~1,000(1,406)	35	~2,000(2,438)	15		
~1,000(1,406)	35	~1,200(1,617)	40	2,000(2,438)~16			
~1,200(1,617)	40	~1,500(1,933)	45				
~1,500(1,933)	45	~3,000(3,512)	50				
~3,000(3,512)	50	~5,000(5,617)	55				
~5,000(5,617)	55	5,000(5,617)~60					
(カッコ内は、夫婦子供2人の場合の給与収入額)				(税率は、道府県民税と市町村民税を合わせた税率)			

(注)今回の中間申込では、最高税率適用を1500万円超よりさらに引き上げることに合意したが、具体的な金額では一本化できなかったため、この表は示されなかった。

極めて緩やかだ。昨年九月の
税制改正で從来の十四段階を
七段階に改めた。これを今回
さらに最低税率五%、最高税率
一五%の四段階に簡素化す
る。(表)

(3) 人的控除

(一) 所得税 (基礎、配
偶者、扶養の三控除を一律に
引き上げる) 配偶者特別控除
を引き上げる。また、適用さ
れたる個人の所得から控除する
のではなく、源泉分離課税方式
による課税である。源泉分離
課税が当面の措置として
実現されると、納税者はより
多くの控除を受けられる。この
結果、納税者はより多くの控除
を受けられる。この結果、納税者
はより多くの控除を受けられる。
この結果、納税者はより多くの控除
を受けられる。

(一) 所得税 現行の税率
構造は教育費や住宅費の支出
がかさむ中堅所得者層特に
負担感増感が強い。最高税率
を引き下げ、全体の累進構造
を一層緩和する。具体的には、現行の最高税率(60%)を
最低税率(10%)・五段の十二段
階を、同(5%)、同(1%)の
六段階に簡素化する。なお、
最高税率適用を課税所得千五
百万円超ならざるに引き上げ
るべき、50%の上位にさりに
高い税率を設けてもよいとの
意見があった。(表)

(二) 个人住民税 所得税
と比較して、地域社会の費用
を住民が分担する徴収の性格
を有することから、累進度は
を押していく。

(3) 納税者番号制度 な
お検討を要する論点が多いた
め、引き続き小委員会で検討

度は問題が多い。
がかかるべきだ。
入は慎重であるべきだ。
④ その他 (略)

二、負担の公平の確保
① 基本的考え方 不公平
の是正・適正化を図り、国庫
の税制に対する信頼感を回復
することが不可欠である。
② 適正な申告水準の維持
向上策
(一) 税務執行体制の充実
(2) 執行に関連する制度
面の整備

第二個別の検討



<p>○ 答申の趣意 税制の抜本的見直しは国民的課題である。現行の所得税、法人税、間接税等にはさまざまな問題点がある。一方、財政は巨額の公債残高を抱えながら、高齢化社会への対応の要請に直面している。こうした情勢を踏まえ、所得税、個人住民税の一層の減税を行う必要があり、また負担公平の確保への国民の声に前向きに取り組み、さらに現在の個別間接税の矛盾を是正する緊急性も考慮すると、国民に広く薄く安定的な負担を求める新しい消費税の導入は必要やむを得ないと判断した。</p>	<p>○ 作成の経緯=略</p>
---	------------------

一
年
の
所
得
に
よ
る
課
税
は
、
そ
れ
を
減
ら
す
方
向
で
改
革
す
れ
ば
、
そ
れ
が
國
の
經
済
に
よ
り
良
い
方
向
で
進
む
こ
と
が
可
能
だ
。
そ
れ
を
実
現
す
る
方
法
の
一
つ
が
、
國
の
課
税
制
度
を
改
革
す
る
こ
と
だ
。

な現行税制のゆるやかな場合ば、ナラ心とする納税者公平感は一層深く損なわれ、ひいき國民の信頼そのものでしまつ。今や、現行税制の改革が、この経済活動に対する税制の影響を考慮する立場から、所徴・消費・資産に対する課税を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 税体系全体として実質的な負担の公平性に資する見地から、所徴課税を軽減し、消費にも部分的負担を求め、資産に対する負担を適正化し、国民が公平感を持つて納税しうるような税体系を構築

女性
中のシャ
の現行税
かみが目
これらの
が経済・
されてい
の間の不
過去数
すしも十分でないことが税制
に対する不満を一層高めてい
る。消費に対する課税の現状
をみて、税収のウエートが
著しく低下する中で、現行の
個別消費税には、アンバラン
スが自立つ。経済取引が国際
化している中で、法人税率が
国際的に高水準であること

(2) やがて、長期的視点からいざなうと、人口の高齢化が進展する下で、社会保障負担の税負担増が予想され、勤労意欲や納税意欲が阻害されかねない。② 望ましい税体系のあり方

第一 基本的考え方

するといふが必要である。
④ 税制改革に当たっての
基本的考え方

(1) 基本的考え方—略
(2) 相続税

引税も存続すべきとの意見がある
大勢。

(2) 社会保険診療課税の特例

概算経費率制度と事業税非課税制度は見直す。
(3) みなしひ法人課税制度個人事業主と同族会社経営者はとは実質的に同じであるなど、小規模企業税制の一環として検討すべきとの意見もあるが、引き続き検討する。

(4) 土地取得に係る借入金利子の換算算入制限措置等土地増価税創設は、慎重に對処。

(5) 公益法人課税

減税率は基本税率との差額を小を図る。課税対象収益事業の範囲を見直すの執行面での適切かつ厳正な対応が期待される。
(6) 赤字法人課税
申告の実態等を踏まえて検討を進めるのが適当。

三、資産に対する課税の整理・合理化

(一) 売上税をめぐる反省と
経済のソフト化・サービス化の進展が、消費面でもサービス化の比率が高まり、今後も支えのすう勢がますます強まるが、現行賃金税の枠組みでは、物品とサービスとの間の負担の不均衡が、層著しつつある。さうして賃金税ののみによる

保険金の非課税制度の拡充などを目的とした検討の法定相続人増加のための養子縁組などの税負担回避行為に対応策を講じる(④事業用及び居住用の小規模宅地等の課税)についての相続税課税の特例である。(3)贈与税 相続税の補完税としての役割を念頭に見直しの検討を行う。

② 土地税制 (一) 基本的考え方 土地政策全般における税制の役割は補完的、誘導的なものである。(2) 土地保有税制等の特別土地保有税はそのあり方について検討する。固定資産税を中長期的に充実化する。(3) 借入金による土地取得権の譲り受け等への対応 ① 法人の土地取得権に係る借入金利子の損金算入を制限する措置を講ずる。② 土地の購入による不動産取得等に係る相続税負担回避行為に適切な措置を講ずる。(4) 土地課税制度の観点から軽減する方針はある。

四 望ましい間接税制度

依存する間接税制度を探つて
いるのは、世界的主要国の中
お今やわが国だけとなってい
る。個別間接税制度の枠組み
のままでは、国民が公平感
を持って納税しうる税制を構
築するために間接税が果たす
べき役割を十分に發揮するこ
とは困難である。現行制度を

根本的に改革し、消費一般に
広く薄く負担を求める制度と
することが求められている。

このなかで一般的な消費税制
度の導入が、それにより可能

となるサラリーマンを中心と
する納税者の所得課税の負担

軽減とあいまって、税制全体

の公平感を高めるために安く
ことのできないことを訴えた

い。

③ 間接税改革について指

摘されている問題点の検討

(1) 所得に対する逆進性

税制の所得再分配機能は、

一つの税目のみを取り上げて

議論すべきだ。全体をみて

論すべきだ。また、所

得再分配機能は財政全体で判

断すべきだ。ただ、真に手を

さしのべるべき人々には重点

的にきめ細かい配慮が行われ

るのが適当だ。

(2) 物価上昇

物価上昇は避けられない

が、これは税負担であり、通

常の物価上昇とは区別すべ

き。また導入時一回限りであ

る。しかし便乗価上げの懸念

には万全の対応が必要だが、

戦後最も物価が安定してい

る現在は、インフレの恐れは

少ない。

④ 新しい方式の間接税

導入 (1) 間接税改革の検

討基準

(2) 諸類型の検討 現行

物品税の課税品目拡大、製造

業者売上税、卸売売上税、小

売売上税など検討したが、結

局、多段階課税、即ち、事業

者による財貨の販売やサービス

の提供の各段階の売り上げ

に対する課税を行い、各事業

者はその税額を財貨、サービ

スの価格に上乗せすることと

し、最終的には消費者に負担

を求める方式が適当である。

(3) 多段階課税の検討

（以降、新消費税と略記）と

して、多段階課税の採用を提

出する方針を提示した。

（4）新しい方式の間接税

導入 (2) 事業者に対する措置

（5）既存の間接税の取り扱

い。

（6）既存の間接税の取り扱

い。

（7）既存の間接税の取り扱

い。

（8）既存の間接税の取り扱

い。

（9）既存の間接税の取り扱

い。

（10）既存の間接税の取り扱

い。

（11）既存の間接税の取り扱

い。

（12）既存の間接税の取り扱

い。

（13）既存の間接税の取り扱

い。

（14）既存の間接税の取り扱

い。

（15）既存の間接税の取り扱

い。

（16）既存の間接税の取り扱

い。

（17）既存の間接税の取り扱

い。

（18）既存の間接税の取り扱

い。

（19）既存の間接税の取り扱

い。

（20）既存の間接税の取り扱

い。

（21）既存の間接税の取り扱

い。

（22）既存の間接税の取り扱

い。

（23）既存の間接税の取り扱

い。

（24）既存の間接税の取り扱

い。

（25）既存の間接税の取り扱

い。

（26）既存の間接税の取り扱

い。

（27）既存の間接税の取り扱

い。

（28）既存の間接税の取り扱

い。

（29）既存の間接税の取り扱

い。

（30）既存の間接税の取り扱

い。

（31）既存の間接税の取り扱

い。

（32）既存の間接税の取り扱

い。

（33）既存の間接税の取り扱

い。

（34）既存の間接税の取り扱

い。

（35）既存の間接税の取り扱

い。

（36）既存の間接税の取り扱

い。

（37）既存の間接税の取り扱

い。

（38）既存の間接税の取り扱

い。

（39）既存の間接税の取り扱

い。

（40）既存の間接税の取り扱

い。

（41）既存の間接税の取り扱

い。

（42）既存の間接税の取り扱

い。

（43）既存の間接税の取り扱

い。

（44）既存の間接税の取り扱

い。

（45）既存の間接税の取り扱

い。

（46）既存の間接税の取り扱

い。

（47）既存の間接税の取り扱

い。

（48）既存の間接税の取り扱

い。

（49）既存の間接税の取り扱

い。

（50）既存の間接税の取り扱

い。

（51）既存の間接税の取り扱

い。

（52）既存の間接税の取り扱

い。

（53）既存の間接税の取り扱

い。

（54）既存の間接税の取り扱

い。

（55）既存の間接税の取り扱

い。

（56）既存の間接税の取り扱

い。

（57）既存の間接税の取り扱

い。

（58）既存の間接税の取り扱

い。

（59）既存の間接税の取り扱

い。

（60）既存の間接税の取り扱

い。

（61）既存の間接税の取り扱

い。

（62）既存の間接税の取り扱

い。

（63）既存の間接税の取り扱

い。

（64）既存の間接税の取り扱

い。

（65）既存の間接税の取り扱

い。

（66）既存の間接税の取り扱

い。

（67）既存の間接税の取り扱

い。

（68）既存の間接税の取り扱

い。

（69）既存の間接税の取り扱

い。

（70）既存の間接税の取り扱

い。

（71）既存の間接税の取り扱

い。

（72）既存の間接税の取り扱

い。

（73）既存の間接税の取り扱

い。

（74）既存の間接税の取り扱

い。

（75）既存の間接税の取り扱

い。

（76）既存の間接税の取り扱

い。

（77）既存の間接税の取り扱

い。

（78）既存の間接税の取り扱

い。

（79）既存の間接税の取り扱

い。

（80）既存の間接税の取り扱

い。

（81）既存の間接税の取り扱

い。

（82）既存の間接税の取り扱

い。

（83）既存の間接税の取り扱

い。

（84）既存の間接税の取り扱

表 I-1-28 日米間の貿易バランス (単位 100万ドル)

	日本の対米輸出 (FOB)	日本の対米輸入 (CIF)	取支
1978年	24,915(26.4)	14,790(19.3)	10,124(38.3)
79	26,403(6.0)	20,431(38.1)	5,972(△41.0)
80	31,367(18.8)	24,408(19.5)	6,959(16.5)
81	38,609(23.1)	25,297(3.6)	13,312(91.3)
82	36,330(△5.9)	24,179(△4.4)	12,151(△8.7)
83	42,829(17.9)	24,648(1.9)	18,181(49.6)
84	59,937(39.9)	26,862(9.0)	33,075(81.9)
85	65,278(8.9)	25,793(△4.0)	39,485(19.4)
86	80,455(23.3)	29,054(12.6)	51,401(30.2)
87	(83,580(3.9)	31,442(△8.2)	52,137(1.4)
(速報)			

注 ()内は前年同期比%

出所 大蔵省通関統計から作成

表 I-1-29 アメリカの輸入に占める日本製品のシェア例 (単位 %)

	1984	85	86年
乗用車	54.7	57.5	55.8
VTR	98.7	97.0	96.3
TVフランジ	61.0	45.9	34.6
カラーTV	32.3	39.7	29.4
電機器具	25.9	20.7	21.3
ビニア	57.9	54.9	52.2
タイブライター	57.8	61.5	62.1
シン	34.5	36.4	45.2
フィーライト	51.2	50.3	44.7
機械	19.6	20.6	16.7

出所 米国商務省統計をもとにした「1987世界と日本の貿易」(ジェトロ)の巻末統計およびアメリカ自動車工業会統計から作成

図 I-1-6 日本の対米輸出・入依存度

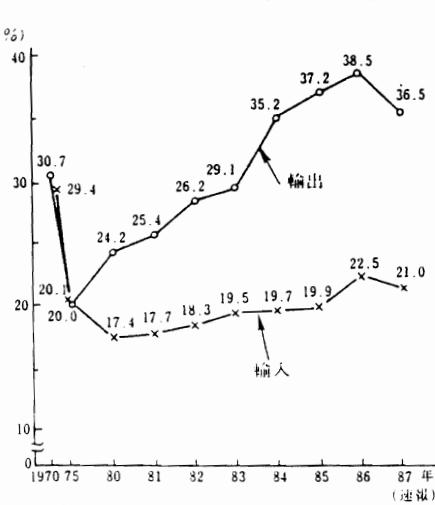
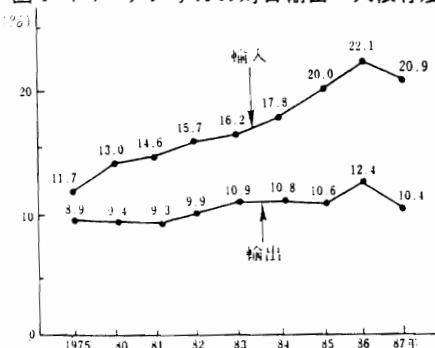


図 I-1-7 アメリカの対日輸出・入依存度



注 対日輸出(入)依存度 = 対日輸出(入)額 / 輸出(入)総額 (%)

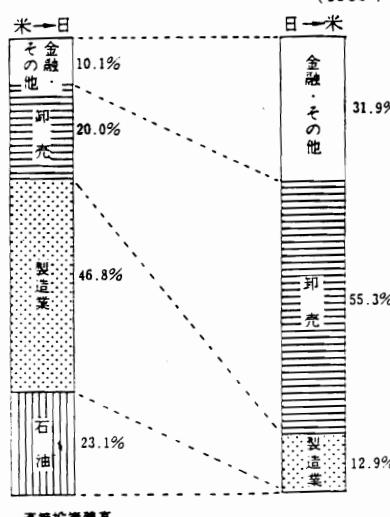
出所 アメリカ商務省統計から

表 I-1-38 アメリカ、日本の対外資産・負債残高の推移 (各年末) (単位 億ドル)

	1980	81	82	83	84	85	86年
ア メリ カ 資 産	6,071	7,198	8,249	8,739	8,961	9,494	10,679
負 債	5,008	5,787	6,880	7,843	8,925	10,613	13,315
純資産	1,063	1,411	1,370	896	36	△1,119	△2,636
日 本 資 産	1,596	2,093	2,277	2,720	3,412	4,377	7,273
負 債	1,480	1,983	2,030	2,347	2,269	3,079	5,470
純資産	115	109	247	373	471	1,298	1,804

注 四捨五入の関係で、資産と負債の差し引きが合わない場合がある
出所 アメリカ商務省 "Survey of Current Business" および大蔵省統計から作成

図 I-1-12 直接投資残高とその内わけ (1986年末)



直接投資残高 (単位 100万ドル)

米→日	日→米
石油	2,623 △24
製造業	5,305 3,017
貿易	2,267 12,963
金融・その他	1,137 7,477
合計	11,333 23,433

出所 米国商務省 "Survey of Current Business" 87年8月号から作成

図 I-1-14 急増した日本の対米証券投資 (単位 億ドル)

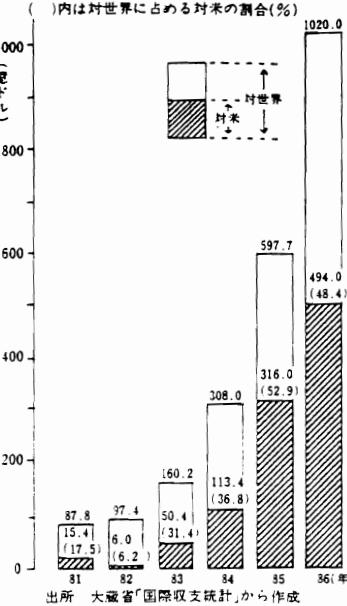
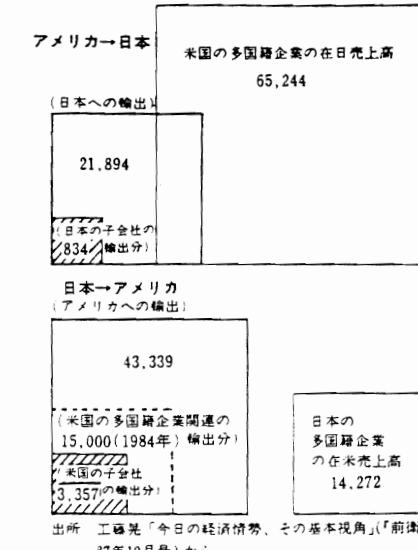
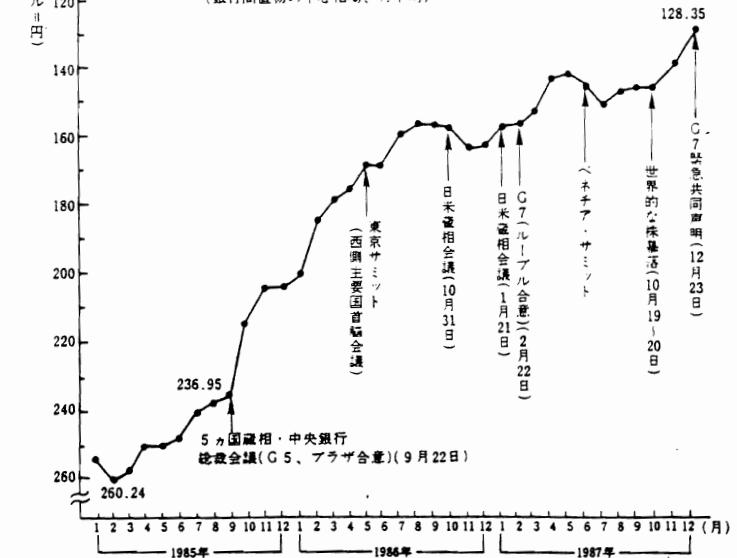


図 I-1-13 日米経済関係(1983年) (単位 100万ドル)



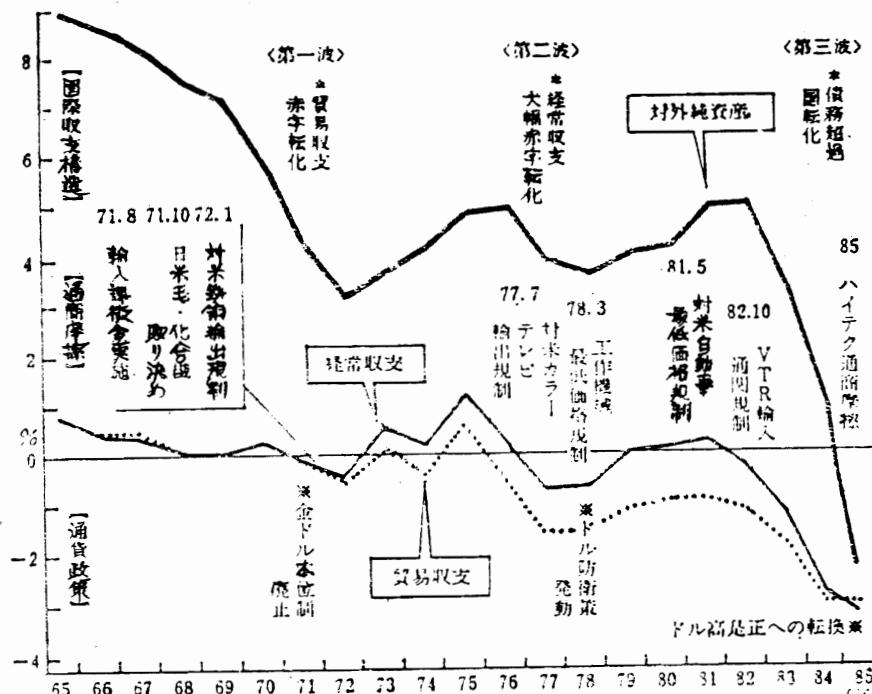
出所 工藤亮「今日の経済情勢、その基本視角」(前衛 87年10月号)から

図 I-1-9 急上昇した円の対ドル相場 (銀行間直物の中心相場、月平均)



日米間の経済事情 (政治経済総覧 1988年)

図7 米国国際収支の段階的悪化と通商摩擦、通貨政策の変遷（対GNP比、%）



(出所) 林健二郎「転機迎えるレーガンミックス」上、「日経」85年7月10日付。

第11表 アメリカの貿易収支(地域別)

	1982	1983	1984	1985 ¹⁾
世界計	-36.4	-57.2	-114.1	-124.3
先進国				
カナダ	-9.3	-11.6	-16.2	-17.1
西ヨーロッパ	6.8	-0.2	-15.2	-21.2
日本	-17.0	-21.1	-37.0	-43.4
その他 ²⁾	2.6	1.2	2.2	1.4
発展途上国				
ラテン・アメリカ	-3.4	-14.2	-16.4	-15.4
ブラジル	-1.4	-2.6	-5.0	-3.9
メキシコ	-3.8	-8.1	-6.1	-5.8
ヴェネズエラ	0.4	-2.3	-3.3	-3.5
OPEC諸国 ³⁾	-11.0	-6.9	-8.7	-6.6
アジア	-5.3	-12.8	-22.2	-23.5
NICs ⁴⁾	-7.3	-12.4	-20.1	-21.4
東ヨーロッパ	2.7	1.6	2.1	1.4

(注) 1) 予備値。
2) オーストラリア、ニュージーランドおよび南アフリカ。

3) ラテンアメリカをのぞく。

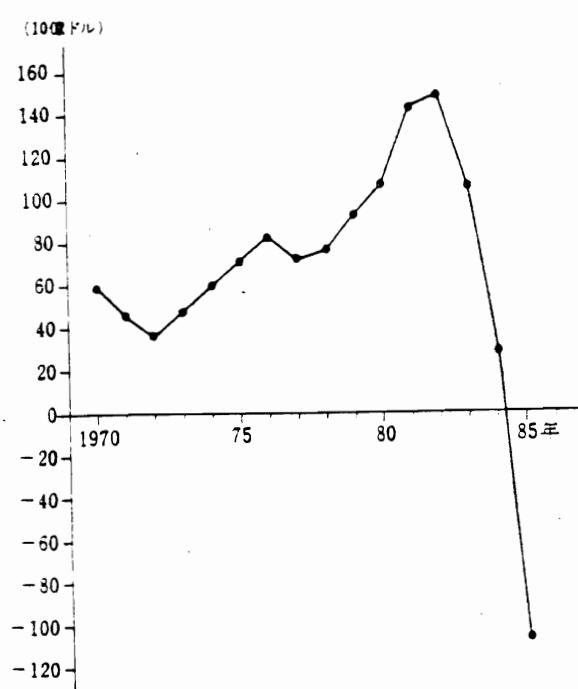
4) 香港、韓国、シンガポールおよび台湾。

(出所) U.S. Department of Commerce, Survey of Current Business, March 1986, vol.66, no.3, p.29.

アメリカの経済事情

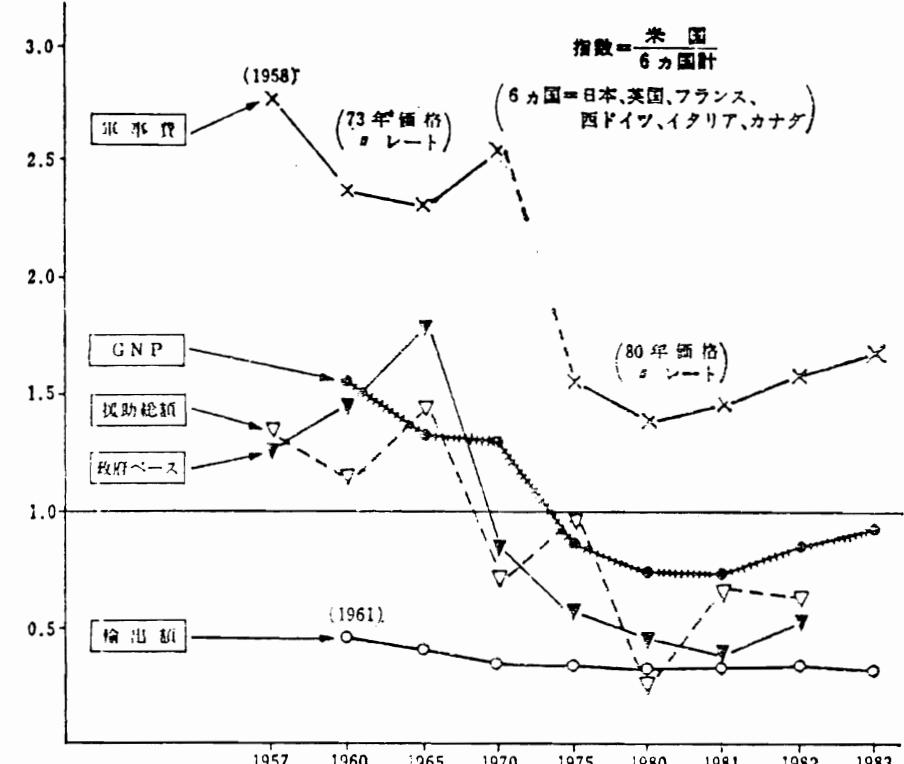


第2図 アメリカの対外純資産額(年末値)



(出所) U.S. Dept. of Commerce, Survey of Current Business, June 1985
および March 1986, などにより作成。

図9 アメリカの国際的地位



(注) 1) 現事務:SIPRI Year Book 1979, 1983, 1984から。

2) 他の指標は日本銀行調査統計局「日本經濟を中心とする国際比較統計」その他から。

第5表 連邦財政収支

年	収入	支出	過不足	国債残高
1977	355.6	409.2	-53.6	709.1
1978	399.6	458.7	-59.2	780.4
1979	463.3	503.5	-40.2	833.8
1980	517.1	590.9	-73.8	914.3
1981	599.3	678.2	-78.9	1,003.9
1982	617.8	745.7	-127.9	1,147.0
1983	600.6	808.3	-207.8	1,381.9
1984	666.5	851.8	-185.3	1,576.7
1985	734.1	946.3	-212.3	1,827.5
1986*	777.1	979.9	-202.8	2,112.0
1987*	850.4	994.0	-143.6	2,320.6

(注) *は推定値。

(出所) Economic Report of the President 1986, p.339より作成。

工藤晃著
「日本経済資本の現段階で何が？」
新日本出版社